

---

## 平成21年第3回南丹市議会9月定例会会議録（第5日）

平成21年9月25日（金曜日）

---

### 議事日程（第5号）

平成21年9月25日 午前10時開議

- 日程第1 議案第102号から議案第113号まで、議案第125号  
（委員長報告～表決）
- 日程第2 議案第127号（提案理由説明～表決）
- 日程第3 議案第126号（提案理由説明～表決）
- 日程第4 請願審査について（質疑～表決）
- 日程第5 京都地方税機構議会議員の選挙
- 日程第6 議案第6号 新火葬場建設の早期実現を求める決議（案）
- 日程第7 議案第7号 議案第105号に対する付帯決議（案）
- 日程第8 閉会中の継続調査並びに調査申出について
- 日程第9 議員の派遣について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第102号 南丹市税条例の一部改正について（市長提出）
- 議案第103号 南丹市日吉野外ステージ条例の廃止について（市長提出）
- 議案第104号 南丹市社会体育施設条例の一部改正について（市長提出）
- 議案第105号 平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）  
（市長提出）
- 議案第106号 平成21年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）（市長提出）
- 議案第107号 平成21年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）  
（市長提出）
- 議案第108号 平成21年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
（市長提出）
- 議案第109号 平成21年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算  
（第1号）（市長提出）
- 議案第110号 平成21年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
（市長提出）
- 議案第111号 平成21年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
（市長提出）

議案第112号 平成21年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第2号)  
(市長提出)

議案第113号 平成21年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第2号) (市長提出)

議案第125号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
(市長提出)

日程第2 議案第127号 平成21年度消防ポンプ自動車の購入について (市長提出)

日程第3 議案第126号 南丹市自治功労者の表彰について (市長提出)

日程第4 請願審査について

日程第5 議第6号 新火葬場建設の早期実現を求める決議(案) (議員提出)

日程第6 議第7号 議案第105号に対する付帯決議(案) (議員提出)

日程第7 農業委員の推薦について

日程第8 閉会中の継続調査並びに調査申出について

日程第9 議員の派遣について

---

#### 出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	局長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	岸 上 吉 治
教 育 長	牧 野 修	参 与	國 府 正 典
参 与	浅 野 敏 昭	参 与	中 島 三 夫

総合政策担当部長 兼総合政策室長	大野光博	総務部長	松田清孝
企画管理部長	上原文和	市民部長	西村良平
福祉部長 兼福祉事務所長	永塚則昭	農林商工部長	神田衛
土木建築部長	山内明	上下水道部長	井上修男
教育次長	東野裕和	会計管理者	小寺貞明

---

### 午前10時00分開議

**○議長（吉田 繁治君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより9月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 議案第102号から議案第113号まで、議案第125号

**○議長（吉田 繁治君）** それでは、ただちに本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

まず、日程第1「議案第102号から議案第113号まで及び議案第125号」を一括して議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

面村総務常任委員長。

**○総務常任委員長（面村 則夫君）** 皆さん、おはようございます。

それでは、今定例会、総務常任委員会に付託されました議案7件につきまして、審査の状況とその結果について、ご報告をいたします。本件につきましては、去る9月11日委員会を開催し、それぞれ慎重に審査を行ったところでございます。

まず、議案第102号、南丹市税条例の一部改正についてであります。寄付金控除対象となる法人の指定等、改正内容の説明を受け、採決の結果、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第103号、南丹市日吉野外ステージ条例の廃止について及び議案第104号、南丹市社会体育施設条例の一部改正については、内容が関連いたしておりましたため、一括議題として、補助対象事業関連で、今後、条例整理を要するものについての質疑を行い、採決の結果、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、普通交付税、国・府支出金等の交付決定に伴うもの、繰越金の計上な

どが主なものであります。普通交付税は、1億5,968万円、国の安心・安全な学校づくり交付金1億3,860万円、情報通信基盤格差是正事業費府補助金1億7,671万円、前年度繰越金2億7,878万円、学校教育施設整備事業債1億2,710万円の追加が主なものであります。委員会におきましては、各部長、次長より詳細説明を受け、審査を行いました。税の共同化負担金、防災計画策定事業、移動通信鉄塔設置とその用地、スプリングスひよしの指定管理料追加、伝統工芸事業、八木町史編纂事業、中学校武道場建設などの質疑を行い、今回の補正で移動通信鉄塔設置事業は、美山地内で4カ所、日吉地内で3カ所、また教育施設の耐震補強工事は8校15棟が必要であるとの答弁があり、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決をいたしました。

議案第109号、平成21年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）については、バス事故発生防止のための取り組み、職員の研修等についての質疑を行い、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第112号、平成21年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、賛成全員により可決をいたしました。

議案第125号、南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、賛成全員により可決をいたしました。

以上、誠に簡略でございますが、総務常任委員会に付託されました議案の審査並びに審査状況の報告といたします。

以上でございます。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、中井産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（中井 榮樹君）** 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託をされました3議案につきまして、審査の経過と結果につきましてご報告を申し上げます。本件につきましては、9月14日に産業建設常任委員会、9月16日に産業建設常任委員会、総務常任委員会連合審査会及び産業建設常任委員会を開催いたし、各部課長より詳細な説明を受けたのち、慎重に審査を行ったところございます。

まず、議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）であります。

今回の大型補正予算、款8土木費、項4都市計画費、目2土地区画整理費、節17公有財産購入費、1億9,200万円、また、それを賄います歳入、まちづくり整備基金繰入金につきましては、園部町小山東町土地区画整理事業にかかわるものであり、保留地13区画、面積にして4,203.1㎡を購入しようとするものであります。担当部長より、当市の人口減を含めた現状に係り、土地区画整理事業そのものの意義、また、当該事業の旧園部町時よりの変遷、なおまた、土地購入後のその処理についての基本的な考え方について説明を受けたところでございます。

なお、この件につきましては、一委員より、この部分にかかる補正額すべてを減額するという内容の修正案が提出をされました。提案理由の説明を受け、一括して質疑応答

ののち、討論採決を行いました。多くの質疑がありましたが、主なものとしたしましては、旧園部町時より当該事業実施にあたり、資料には、地元関係者には一切迷惑をかけないとの文言がある、どのように理解したらよいのか。また、当該土地を組合が保留地として持ったまま販売していくのと、市が買い取って行政が中心となって処理する方法の2点を比較したとき、その課題と利点について質疑がありました。それに対する答弁は、地元は一切迷惑をかけないというこの意味は、経過含めてその中での説得された内容、前後含めて考えると、行政が責任を持ちますということだと確信をしている。また、組合が保留地を持ったまま販売をしていく部分と、今回、買い取っていこうとする部分、この違いは、一体的に販売を進めるという部分の中で、そこに新たに定住促進策として行政が施策を入れられる。また、確かに組合事業であるならば、思い切った価格変更ができるという話がある。ただし、今の世間でいう販売相場、相場価格を無視をした形で販売をすれば、これは今、進めている内林、さらに今後進めようとしている土地区画整理事業に相当大きな悪い意味での影響が出てくる。以上から、販売促進、まちづくりの部分、買い取ってするほうがトータル的に効果が大きいとの答弁でありました。

なおまた、佐々木市長に出席をいただき、当該この小山東町の今後や、市全体のまちづくり事業について、固い決意をお伺いしたところでございます。そして討論においては、行政は、当然その時々々の施策の中で一番有利なメニューを探す、それを選択するというのは当然だろうと考える。その点については、一つの選択肢であり、またそれが旧町の園部町の中で当然、議決もされ、議論もされたであろうと理解をする。しかしながら、当時なぜ、まちづくり基金を積んでおきながら、なぜこの債務処理に充てて、そして組合を早期に解散しておかなかったのかということが非常に残念に思われる。今後は、購入土地の販売促進を強力に進めるとともに、他の遊休地についても一緒になって販売をしていく体制をつくりたいということがあった。それを何らかの形で文言に残すということの一つの条件として賛成する。また、小山東町土地区画整理事業においては、土地開発公社、区画整理組合はともに販売促進の積極的執行がなされていないことは、厳しく追及されるべきであるが、今回の土地取得を契機に、区域の総合事業の見直しと取得後の事業計画の早期着手、さらには、南丹市域全体についての保留地の早期解消のための専門的なプロジェクトを立ち上げて、早急に取り組むべきとの条件を提言し、賛成するという賛成討論がございました。また、2億円あまりの税金投入というのは、市財政の支出が多すぎる、また、場当たりのである。さらに市長が組合の理事長という立場にあるわけで、本来ならば市長自らが借入先である農協に出向いて、窮状を訴えながら、この窮状を救うという対応が必要ではなかったのか。そういった真剣な対応が一切感じられない。そして今後、これから保留地が売れる対応をしていくということだが、今までの対応からみれば理解、納得ができないという反対討論もありました。

以上を踏まえ、採決を行いましたところ、修正案については、賛成少数により否決され、議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）は、賛成多数に

より可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号、平成21年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

これについては、歳入歳出それぞれ1,460万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億9,160万7,000円としようとするものであります。

主な内容といたしましては、消費税の計算が確定したことによる消費税納付金の増額、また、料金改定に向けてのお知らせ用紙の印刷代、さらに地方債借受を中止し、基金からの繰上償還を行おうとする長期資金等借入金償還金、さらにまた、簡易水道施設整備基金積立金であります。

主な質疑といたしましては、消費税の計算にかかり、逆に還付ということはあるのか、またその際、申告を要し還付漏れなどはないかとの質疑があり、それに対する答弁は、状況により還付はあり得る、きちんと計算し申告する、漏れはないとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号、平成21年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

これについては、歳入歳出それぞれ419万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ29億5,089万円としようとするものであります。

主な内容といたしましては、施設維持管理のための修繕関係の追加と公共下水道事業にかかる事業費の精査による減額であります。

主な質疑といたしましては、施設機械の修繕、更新については、職員がきちっとチェックできるのか、業者の言いなりになってはいけないとの質疑があり、それに対する答弁は、現地で職員が目視でチェックをする。また、今後の長寿命化に関し、診断をしていかなければならないと思っているとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上、誠に簡単ではございますが、産業建設常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、松尾厚生常任委員長。

**○厚生常任委員長（松尾 武治君）** それでは、厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。委員会は、去る9月15日に開催いたしました。

まず、議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）は、慎重に審査しました。厚生常任委員会の懸案事項である保育士の処遇が、10月1日から改善されることになりました。嘱託職員は、14万8,000が16万5,000円に、臨時職員の日給が6,160円から6,800円に、パートの時間給が770円から85

0円になるとの報告があり、審査の結果、全員で可決いたしました。

議案第106号、平成21年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、慎重に審査しました結果、全員の賛成で可決いたしました。

議案第107号、平成21年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、慎重に審査しました結果、全員の賛成で可決いたしました。

議案第108号、平成21年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、慎重に審査しました結果、全員の賛成で可決いたしました。

議案第113号、平成21年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、慎重に審査しました結果、全員の賛成で可決いたしました。

以上、誠に簡単ですが、付託されました議案の審査結果の報告といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、各常任委員長の報告は、終わりました。

次に、お手元配布のとおり、議案第105号に対して、高橋芳治議員ほか3名から修正案が提出されておりますので、提出者より説明を願います。

22番、高橋芳治議員。

**○議員（22番 高橋 芳治君）** 議席番号22番、活緑クラブ、高橋芳治でございます。

私は、議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）歳出の款8 土木費、項4 都市計画費、目2 土地区画整理費、土地区画整理事業、1億9,200万円、これに伴う歳入について修正動議を提出いたします。

小山東町土地区画整理組合の保留地を南丹市が買い取る補正予算であります。土地区画整理組合として法律に基づき、平成5年に設立され、組合施行に有利な補助金を活用し、組合施行として事業を進めてきた以上、組合が最終まで責任を持つべきと考えます。売れ残りの保留地を南丹市が買い取ることになれば、今後、南丹市の土地区画整理事業に大きな影響を及ぼすと考えます。佐々木市長は、旧園部町から引き継いだと言われておりますが、引き継ぐべき事業であれば、当然、合併協議会の中で議論されるべきであります。一切、合併協議会では議論されておられません。合併協議に上がってこなかったことは、旧園部町は、組合の事業であると認識されていたと考えます。また、金融機関からの借り入れの償還、借入金の利子は、今まで組合が返済されてきております。これらの経過を見ましても、組合が責任を負う証ではないでしょうか。

南丹市の財政が非常に厳しい状況のもとで、1億9,200万円をかけてまで土地を買い取るべきか。また、行政でバックアップできる他の方法がないか。理事長である佐々木市長が努力されたのか、疑問に思います。

また、佐々木市長の提案説明では、取得後に専門員を設置し、早期に販売するといわれておりますが、たやすく売れる物件であれば、すでに南丹市が保有している11区画、南丹・京丹波土地開発公社が保有している14区画、大区画6区画がなぜ残っているのか。市長が就任後、売る努力をされなかったから売れ残っておるのでしょうか。この上に塩漬けが予想される土地の保有することに、多くの市民から反対の声が出ております。

保証人を市長がするなど、関係者の責任を軽減する中で、縛りが厳しい自治体が販売するよりも、柔軟に動ける組合で保留地の販売をすべきと考え、お手元に配布いたしました修正案のとおり、その一部を修正し、ほかは原案のとおりすることの動議を提出いたします。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

通告に基づき発言を許します。

21番、松尾武治議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 委員長への質問は、同僚委員長として本来は、避けるべきだと考えますが、議案の付託先は、議会の議決で産業建設常任委員会に付託したもので、付託された委員会で審査するまでに、連合審査会の設置を前提に総務常任委員会で連合審査会の設置について論議されました。産業建設常任委員会への付託を議会で議決したのは、何であったのか、議会運営委員会で事前の調整は何であったのか、議会そのものの議決とは何か、疑問に思いますので、あえて質問をいたします。

本議案は、旧園部町の事業を含む新たな計画を策定し、京都府の認可を得た組合が施行したものを、実質的には、自治体施行で助成金を得るために組合施行の形式を採ったものと説明され、残存する保留地の取得は、すでに南丹市が保有する保留地とともに都市計画の中で販売をすると、理事者から提案された議案と理解しております。提案された議案は、不合理な議案と考え、私は、異論を捉えておりますが、議会に提案された議案は産業建設常任委員会が抱える所管事項であると考えます。議案の提案方法に問題があるとか、財源が基金の取崩しとかを理由に、産業建設常任委員会での審査が困難であれば、否決をするとか、理事者に修正を促すなどが議会の取るべき姿であり、また、提案の方法に異論を唱えるのであれば、付託前の質疑で正すのが本質と考えます。本議案の付託先については、議会運営委員会で質疑があり、議論を尽くした結果、本会議で付託先を決しました。付託された産業建設常任委員会で審査をする中で、総務常任委員会との連合審査の必要性が議論され判断されるものと考えますが、委員会審査の前に連合審査会の設置を想定した審議が、すでに総務常任委員会で行われておりました。提案された議案は、提案の趣旨からすると、産業建設常任委員会の所管事項であり、委員会で審査される議案と考えております。南丹市議会会議規則第96条、委員会は、審査または、調査のために必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができると示されています。連合審査会の設置は、委員会を開き、必要性を求めた上で連合審査会の必要性を判断することになっております。委員会を開かずに、なぜ総務常任委員会で連合審査会の開催を想定した審議が行われたのか、疑問に感じます。連合審査会の設置を決める権限を規則では、委員会としておりますことから、一連の手続きに矛盾を感じます。今回の手続きが議会運営の先例となりますことから、あえて本



会議で委員長の見解を伺っておきたいと思えます。

また、今も言いましたように、常任委員会制を採っております南丹市議会での連合審査会の設置は、特別の議案に対してのみ行うもので、むやみに開催するものではありません。産業建設常任委員会で連合審査会の設置が審査、または、調査のために必要と考えられました合理的な理由をお伺いたします。

以上です。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

中井産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（中井 榮樹君）** ただいま、松尾議員さんの質問にお答えをさせていただきますというふうに思えます。

質問の内容は、2点であったというふうに理解をいたしております。

まず、第1番目の委員会規則による第96条の連合審査会の手続きに矛盾を感じるが、委員長の見解は、ということであったかというふうに思えます。

この件につきましては、私は、小山東町土地区画整理事業は、旧園部町から引き継ぎ、南丹市となつてからも土木部の都市計画課がずっとかかわつて、実質、土地の売買、それから事務処理、そういったものを一手に引き受けて、ほとんど主となつてやってきているという現状がございます。そういった意味で、今回、産業建設常任委員会に付託されたのは、土木部の都市計画課がかかわつた事案であるから、産業建設に付託されたというふうに理解をしておるところでございます。

それでございますが、この審査会の持ち方についてでございますが、私は、それなりにこの内容を考えたときに、私なりの一つの考えがございますし、思いもございました。そういった意味で、私の思いを議会事務局のほうに報告をし、一度、総務常任委員長さんと打ち合わせをする場所を設けていただきたいということを、付託を受けましたその日に早速、申し出をいたしました。そして、数日後に全体協議室に場所を設置していただき、事務局立ち合いのもとに、総務常任委員長と産業建設常任委員長であります私とが打ち合わせをいたしました。そして、私の思い、考え方を説明させていただき、総務常任委員長もそのことについては、異論はないというお返事をいただきました。しかしその場は、委員長同士の話し合いだけであつて、委員会には、まだ諮つておりませんので、今後、それであれば、双方が各委員会に持ち帰つて、委員会で諮つて、その結果をもつて、また、打ち合わせをしましょうということで、その日は、解散をしたわけでございますが。委員会につきましては、松尾議員さんが先ほど、総務のほうに先、諮られたようなことおっしゃいましたが、実際ご存知のように、委員会の日程がもうすでに決まっておりますので、それぞれの日程において、委員会で諮らしていただいたということでございます。そして、その後、双方の委員会が終わつた時点で、双方がまた寄りまして、審議の結果を報告をし合つた結果、双方ともこの件については、異議なしという結果であつたということございましたので、早速話し合いの上、日程を決めようと

ということで、ちょうど16日が予備日となっておりますので、その日にしようということで、早速、事務局のほうにお願いにまいり、そして、事務局のほうから正式に議長さんに了解をとっていただき、公文書でもって、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の各委員さんに招集をかけていただいたということで、連合審査会が執り行われたということをごさいます。先ほどおっしゃったように、委員会規則による第96条の連合審査会の手続き上の矛盾とおっしゃいましたが、私は、手続き上は、これは問題はなかったのじゃないかなというふうに理解をしておるところでございます。

それから、2点目でございますが、産業建設常任委員会で連合審査会の設置を必要と考えた合理的な理由は、ということでございますが、私は、今も申しましたように、園部町時代からのこの小山土地区画整理事業を南丹市が引き継ぎ、その後も南丹市となつてから今日に至るまで、土木部の都市計画課がずっと実際の土地売買、それから、事務処理等についてもずっとかかわってきたという経緯がございます。そういったことで当然産業建設に付託をされたことは理解できるんですが、今までこの件は、特別なケースといたしましても、これ以外も公有財産の土地取得に対する付託は、今まですべて総務常任委員会のほうでお世話になっておったのであります。そういった意味からも、総務常任委員会さんにおかれましては、やはり経験も豊富で、いろいろと今回、諮る点につきましてもベテランで慣れておられるので、ぜひお知恵をお借りしたいなということで、私のほうからそれを求めたということをごさいます。今回、それのおかげでもって、私の思いとしては、より深く、広く審査を深めるべきであると、拙速に結論を出すべきでない、こういう考えから総務常任委員会さんのほうに協力を求めたのでございます。おかげさんで、より深い審査が諮れたというふうに感じましたし、今回の合同審査会は、大変有効であったというふうに感じております。ご協力をいただいた総務常任委員会さんの委員長さんをはじめ、委員の皆様方には、大変感謝を申し上げたいというふうに思います。そんな理由で、今回、この合理的な理由と申しますのは、私自身が拙速な結論を出さずに大変、今回のこの105号の議案は、大変重大な、重要な議案であるというふうに感じましたので、ご協力を願ったということをごさいますので、松尾議員さんもご理解を賜り、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、答弁いたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 松尾議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 今、委員長のほうから克明に答弁をいただきまして、答弁の内容を聞かしていただきますと、なおさら、手続き上に問題があったということをお委員長自らおしゃべりになったなというふうに思います。私は、人づてに今までの手続き上を聞かしていただきましたけれども、手続き上の問題点を今、委員長が自らお示しになったというふうに思います。委員長もご存知のように、この連合審査会が設置できる手続きというのは、会議規則第96条に示されております。これはあくまでも委員長が、その権限を、開催する権限をもっているわけではありません。委員会を開催して、委員会で決することにこのことが示されております。今の報告で、説明で聞かしてもら

いますと、委員会を開催せずに事務局と打ち合わせて、その必要を感じたので、総務常任委員長と相談してしたということですが、その判断をするのが委員会とするということが、この条例で定められておりますので、この場で、ただ、その判断が条例に、会議規則に定められたとおりの判断基準にのってないということを、もう答弁はいりませんが、改めて示していただきましたので、今後の委員会のあり方というもの、今回のことでは先例とならないように、適切な対応をするように望んでおきたいと思います。

それと、連合審査会の設置をする合理的な理由ということで、1点目にあげられました公有財産の取得ということが述べられましたけれども、この公有財産の取得というのは、いわゆる目的別に予算を振り分ける場合に使う項目でありまして、いわゆる学校建築をするにしても、道路建築をするにしても、この公有財産の取得ということが使われるということになっておりますので、このことで、この連合審査会の必要性を考えられたのであれば、これも大きな誤りだというふうに思いますので、今後、二度とこのようなことが先例にならないように、やはり特に議長にもお願いしておきますが、的確にその会議の運営そのものは、議会の会議というものは、基は自治法から流れておりまして、条例規則、それぞれ要綱等で定めておりますので、それに則った正しい判断をして運営いただきますように要望して、私の質問を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** ほかに、特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第105号について、討論を行います。

通告に基づき発言を許します。

まず、5番、川勝眞一議員。

**○議員（5番 川勝 眞一君）** 議席番号5番、丹政クラブ、川勝眞一です。

議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）、小山東町土地区画整理事業用地の公有財産購入について、賛成の立場で討論を行います。通告にしたがいまして、討論をいたします。

この事業は、昭和63年に当時の園部町が建設省より指定を受け、生涯学習のむら整備計画事業であり、平成2年度より整備計画に基づき、園部町が用地買収の計画を行うが、財政上の問題から当時の船井北桑田地区土地開発公社理事長、野中一二三氏が用地買収を進め、開発区域での8割強の土地買収を行うものである。船井北桑田地区土地開発公社と園部との覚書を見ても、この開発は、園部町のまちづくり事業であったことを理解いたします。その過程でこの計画を進めるなら、幹線道路、公園、下水道整備は、開発者が負担となるため、道路などの公共用施設に補助金を入れる手段として、行政からの強い説得、要請が行われ、地権者からの同意を得て計画が変更され、組合施行による土地区画整理事業になっている。このような結果を見ても、行政の責任で処理すべき

ものと言えます。当て込む財源のまちづくり基金は、元々この土地の販売から積み立てたものであり、現在残高1億4,200万円は、本町土地区画整理事業や街路事業などに支出しても約8億円残る見通しで、市の財政に悪影響を及ぼさない。また、開発前は水田、山などであった土地が土地区画整理事業用地の販売により、まちづくりと定住促進が図られ、固定資産税の増収や地元業者などに寄与している。保留地57区画の販売は、平成8年度から44区画販売され、そのうち、平成18年、19年度の3区画分はまちづくり基金に繰り入れされず、市の一般会計に入れられている。残り13区画のうち、今も2区画に販売予定が入っている状況である。小山東町土地区画整理事業は、まちの財政負担を軽減するために組合施行で行われた方法であり、園部町小山東町土地区画整理組合の連帯保証人には、責任がないものと市長に言いたい。そこで購入後の販売計画等につき、専門プロジェクトを結成し、販売の一本化を行い、価格の見直しや民間企業などの販売宣伝の強化を図り、地元建設業者や地元産材の利用などへの奨励金を進めていただきたい。期限を選定して早期に取り組むこと、他の公有財産の徹底検証と整理処分計画策定を併せて求める。

議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）、小山東町土地区画整理事業用地の公有財産購入費について、賛成討論とするものであり、後日のために安易に判断を行ったものでないことを申し上げ、議会の意思はこうであったと明確にしておくために、後ほど付帯決議を提出させていただきます。議決にあたっては、この点も参考にいただき、本議案の賛同を賜りたいと申し上げて、賛成討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続きまして、21番、松尾武治議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）に反対の意思を示し、討論をいたします。

本補正予算には、小山東町土地区画整理組合が保有する1億9,200万円の不良資産を買い取る予算が含まれております。旧園部町が進めていた生涯学習むら構想を引き継ぎ、新たな区画整理事業を行う形式的な小山東町土地区画整理組合を立ち上げ、実施したと説明がありましたが、多くの課題が含まれております。

まず第1点に、小山東町土地区画整理組合は、平成5年に設立し、事業を運営する責任あるポストに土地開発公社から派遣された理事が選任され、組合施行の指導体制がつけられております。また、合併後も引き続き開発公社理事が就任され、また、役員の内定規定を示した定款でも明確な組合運営が示されております。

第2点に、合併協議を進めるなかでも全く触れられず、議論の対象にもならなかったことは、組合独自の施行を示しております。

第3点は、補助金対象を目的というなら、本町区画整理事業と同様に自治体直営で行えば補助金の対象になりますが、当時は、投機的な思惑で土地の移動も多く、自治体施行がなじまない背景があったと考えられ、提案説明で示す補助金を目的としたことでの形式的な組合施行が選択されたのではなく、一部の土地保有者を除き、資産運用を目的

とする要素があり、組合での施行が最善施策として進められたと考えられます。

第4点は、市長は、市として重要な施策と説明されましたが、重要なものなら施政方針に示し、当初予算に計上する必要があり、市長が示されている補正予算の編成方針に馴染まない思いつき予算であり、このような思いつき予算の執行が、今日の南丹市の財政状況をつくった最大の要因であると考えます。

第5点は、参考資料として提出を求めた資料にも、理事者が提出した説明資料にも、一切自治体が施行した記録もなく、自治体施行を示す資料の提出もありませんが、どのような土地区画整理事業でも、自治体の積極的な牽引がなければ進まない事業であることは、すでに事例から示されております。

以上のことから、この補正予算は合併後、歴代の小山東町区画整理組合理事長が保留地の販売努力をすることもなく、また、債務の延長を求めたが困難であったと言われておりますが、佐々木市長は自らが出向き、債権者である京都農協に直接の延長を求められたこともありません。市長は、なぜ行かなかったのですか。債権者からは、一般論の説明はあったようですが、市長から具体的に債務の延長の要請はなかったと聞いております。自らが務める組合で発生させた欠損の後始末を、市長の立場を利用して、市民の貴重な税金を利用し、安易に穴埋めをすることになりますが、議会の議決を得ることでこのような無謀な施策も正当化することになります。市長を含め、3人の理事長が就任された組合で売れなかった物件を、市長は、購入後に専門の販売体制をつくり完売すると言われておりますが、提案のように実質的には、自治体施行を示されるのであれば、市長就任後に販売する努力をなぜされなかったのでしょうか。すでに南丹市が保有している11区画、南丹・京丹波土地区画開発公社が保有している14区画、大区画6区画が小山東町には残っております。市長は就任後に、売れ残った物件をこれから売りますと言われておりますが、この発言は、先にも言いましたように、市長就任後、南丹市や土地開発公社が保有する保留地を販売する努力をしなかったことにつながり、就任後の市政執行に手抜きがあったことを自らが認められたことになります。市長が提案された補正予算は、自らが理事長に就任している組合の欠損を市民の貴重な税金で穴埋めする行為であり、このような市民感情を無視した補正予算には、多くの市民の皆さんから異論が届いております。市民を代表する議員として、加担することは、到底できるものではありません。提案どおり組合施行が補助金を取る手段ということなら、組合の認可申請が虚偽の申請であり、補助金の不正取得になります。事前の説明では虚偽の申請ではなく、当初計画から新たに区画を広げ、組合施行で申請したものと説明がありましたので、提案説明に大きな矛盾が生じます。今回の提案は、単なる保証人を救済する施策と理解しますが、自治体事務で許される救済策を検討することが、将来に禍根を残さない施策と考えます。私は、担保不足を生じた額を、小山東町土地区画整理組合の経営の支援をする助成金として交付することが、自治体に許される事務の許容範囲と考えます。市の財政が非常に危機的な状況である中、1億9,200万円をかけてまで土地を買い

取るべきか。また、行政でバックアップできる他の方法はないか。理事長であり、市長である佐々木市長には努力の姿勢が全く見えてきません。縛りが厳しい自治体が販売することよりも、柔軟に動ける組合で保留地の販売をすることが、今後の市政運営には、適切な方策と考えます。市長提案の議案で合理性のあるもの、市長の独断で合理的な根拠がなく、市民に負を与えるものを見極めるのが議員の使命と考えておりますが、補正予算に反対すると、市民生活に影響を及ぼすことから、修正案を提案する一方で、不適切な区画整理組合の救済策が含まれる南丹市一般会計補正予算（第3号）に、反対の意思を示した討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続きまして、8番、中川幸朗委員。

中川議員。

**○議員（8番 中川 幸朗君）** 議席番号8番、中川幸朗でございます。南風会を代表いたしまして、議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をいたします。

本補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ10億6,696万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を231億8,436万7,000円にするものであります。主に繰越金の決定、補助内示等に伴う事業費の組み換えなどが中心であります。そのうち土地区画整理費で、小山東町土地区画整理組合の保留地13区画を購入する用地購入費1億9,200万円については、産業建設常任委員会に付託され、さらに産業建設常任委員会と総務常任委員会の連合審査会を開催し、慎重審査がされたところであります。この用地費につきましては、当初より財産取得の本質的な目的が明確にされず、債務返済の処理と取れる胆略な提案理由が先行したために、責任の所在や事業経過に大きな疑問と不信を抱かざるを得ませんでした。しかし、都市計画や土地区画整理事業等については、基本的に自治体がそのまの、その市域の総合的地域開発、すなわち総合振興計画のもとに将来的展望に立って、都市基盤の整備をするために誘導する側面もあり、このような事業については、市は、最後まで責任を持って執行しなければならないと考えます。今、京都府内の10開発公社には、塩漬け土地が約200億円近くあり、南丹市でも66%が10年以上動かない保留地であります。旧園部町における生涯学習のむら整備計画に基づく本土地区画整理事業ではありますが、厳しい社会状況の中で、この事業の破綻は、今後の南丹市のまちづくりにとって大きな損失になりかねないと考えます。我々南風会におきましても、住民の皆さんからご意見をいただくとともに、独自の研究と情報収集に努めてまいりました。小山東町土地区画整理事業において、土地開発公社、南丹市、区画整理組合がそれぞれ区画を所有し、共に販売促進の実をあげられないことについては、その責任の所在を厳しく追及され、その原因についても総括されるべきであります。一方、その反省の上に立って、今回の用地購入を契機として、南丹市のまちづくりのさらなる推進という視点のもと、区域の総合的事業の見直し、取得後の事業計画の早期着手、さらには、南丹市市域の保留地の早期解消のためのプロジェクトの立ち

上げ等を早急に取りまれることを提言をいたします。JRの複線化もまもなく完成するなど、取り組みの方法によっては、十分再生の兆しがあり、今回の用地購入を一時的対応だけと判断するのではなく、それが生み出す新しい効果にも視点を持つべきであります。ただし、議会の判断を二分するほどの今回の提案は、厳しい財政事情の中で1億9,200万円もの投資をするわけであり、住民に不利益を与えないよう、必ず理事者の責任において、今後の取り組みに最大限の努力をされ、事業の早期の完成を成し遂げられることを強く申し入れ、賛成討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて2番、大面一三議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 議席番号2番、日本共産党・住民協働市会議員団の大面でございます。議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）の修正案について賛成、そして、原案に反対の立場から討論を行ってまいります。

園部町小山東町土地区画整理組合の売れ残っている保留地13区画を、市が税金1億9,200万円を投入し、買い取るとする原案は、保留地処分困難という事業の見込みを誤った失敗のつけを市民の税金で穴埋めしようとするもので、到底認めることができないものであります。市が直接買い取るということは、市が新たに不良債権を抱えて、直接、分譲住宅販売事業を行っていくこととなります。今後の市政運営に大きく支障をきたすことになるか、ならないか、懸念されるところであります。今、市行財政は、子育て支援をはじめ、住民サービス切り捨てを行い、基金は、枯渇するという事態に至っております。この時期、2億円という財政投入の規模は、現下の南丹市の財政状況からして、極めて厳しいものがあります。住民の暮らし大変なとき、税金の使われ方が逆さまであると言えます。

大規模公共事業、その失敗を税金で穴埋めする最悪の状況だといえます。この負債は、合併協議でも、一切協議されずにきました。住民にはもちろん、議会にすら知らされずにきたものであります。旧園部町時代に計画した事業の失敗を合併後の決して楽でない新市の南丹市の財政で穴埋めすることは、他の3町の住民にもつけ回しをすることになります。保留地の処分が困難となり、事業の破綻は、明らかであります。法律に基づいてこそ土地の売却も進み、整理も進むというものであります。担保割れ額7,000余万円は、佐々木理事長以下、関係者が責任を負うのが筋であると考えます。税金1億9,200万円投入の今回の補正予算は、債務の支払期限が9月30日と差し迫った状況のもとで、今、提案されております。組合の連帯保証債務にかかわる支払期限が9月30日であることは、当初、予算審議の段階、あるいは、それ以前の段階から明らかであったはずであります。これをこの9月補正で対応すること自体が場当たりのためであり、本来やるべき財政運営の姿とかけ離れているばかりか、議会軽視といわれても仕方のないものであります。

また、この間、審議の中で指摘、提言も行ってまいりました。一つには金融機関への支払期日の延長の要請や組合を存続し、市が一時金貸付を行って対応していくこと。そ

してまた、多くの区画の換地を受け、すでに売却して利益を得ている法人等の組合員に応分の負担を求めることなどできないか。そしてまた、全国で今、区画整理事業の破綻が進んでおりますけれども、その場合広く行われております金融機関への債権の一部放棄の要請など、個人組合員の方に迷惑をかけない努力がどれだけなされたか、大いに疑問とするところであります。また、これらの努力をすることで税金投入額は圧縮ができ、全額税金投入は避けられたはずであります。ところが、これらの努力はされずに、最初から最後まで税金1億9,200万円投入ありきで進められてまいりました。どれだけ真剣に事態にあたってこられたか、大いに疑問と不信を抱くところであります。区画整理組合の理事長である市長が、返済期日が9月30日と迫っているにもかかわらず、自ら期限延伸の要請のわずかな努力さえもされなかったことは、市民に対し、不誠実で無責任極まりのないことといわざるを得ません。

小山東町土地区画整理事業、計画上の保留地以外の大部分の要処分地も、市と公社が今、保有をしております。優先的に売却が進められてきたであろうこの保留地が販売できない中で、市及び公社保有地の処分は、それ以上に困難といわざるを得ません。今回、安易に税金による処理を認めるならば、際限なき税金投入に道を開くことになると、危惧されるところであります。結果的に、今後の南丹市の行財政のあり方が弱められることとなります。今回の土地購入、保留地買取の市税投入は、やってはならないことでもあります。

以上、意見を申し上げ、議案第105号、平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）の修正案について賛成、原案について反対の討論とするところであります。

何とぞ、議員諸氏の賢明なる判断でご賛同いただきますことを心からお願いを申し上げます。私の討論を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、議案第102号から議案第113号まで及び議案第125号のうち、議案第105号を除いて、討論を行います。

討論の通告は、ありません。

特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、順次採決をいたします。

まず議案第102号から議案第104号まで及び議案第125号、条例の一部改正等4議案を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長の報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）



**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号「平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）」について、高橋芳治議員ほか3名から提出の修正案について、起立により採決をいたします。

修正案に賛成者の起立を求めます。

（起立少数）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

次に、議案第105号「平成21年度南丹市一般会計補正予算（第3号）」の原案について、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長の報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号から議案第113号まで、補正予算8件を一括して起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長の報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第127号

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、日程第2、議案第127号を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、ただいま上程いただきました、議案第127号の議決を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第127号、平成21年度消防ポンプ自動車の購入につきましては、市域の安心・安全の確保と消防力の充実強化を図ることを目的に、老朽化した消防ポンプ自動車の更新を行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び南丹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回4台のポンプ自動車を購入する予定をしており、園部支団、八木支団、日吉支団及び美山支団にそれぞれ配置するものであります。

何とぞご審議をいただき、ご可決決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

この際、特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第127号につきましては、お手元配布の議案付託表（その1）のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に総務常任委員会を開催をお願いいたします。

#### 午前11時11分休憩

.....

#### 午前11時44分再開

**○議長（吉田 繁治君）** それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を続けます。

これより委員長の審査報告を求めます。

面村総務常任委員長。

**○総務常任委員長（面村 則夫君）** それでは、大変お待たせをいたしました。

先に付託を受けました議案第127号、平成21年度消防ポンプ自動車購入についての議案につきまして、ただいま総務常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果について報告をいたします。

まず、担当課長のほうより、今回、地域活性化・経済対策臨時交付金を財源として、消防ポンプ自動車4支団に1台ずつ更新すべく、9月15日入札を執行した、というような説明を受けて質疑に入りました。

質疑においては、指名された社名、社数、また、落札率等の質疑を行い、納品は、3月12日であるという答弁がございました。

討論はなく、表決の結果、賛成全員で可決いたしましたことを報告をいたします。

以上でございます。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、委員長の審査報告は、終わりました。

これより質疑に入ります。

特に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

特に、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案委員長の報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第126号

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、日程第3、議案第126号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、ただいま上程いただきました議案第126号の同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第126号、南丹市自治功労者の表彰につきましては、旧日吉町長を6年8カ月在職され、地方自治の発展にご貢献をいただきました仲村脩氏を自治功労者として表彰するものであります。

仲村氏は、旧日吉町自治功労者表彰規定第2条第1号に規定する4年以上町長の職にあり、功績顕著であったものとして、自治功労者の資格を得ておられ、南丹市表彰条例附則第3項に規定する合併前の規則等の規定により、表彰の資格を有する方であります。これまでのご苦勞に報いたいと存じますので、何とぞご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第126号については、人事に関するものでありますので、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決することに決定しました。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり、同意することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第4 請願審査について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第4、請願審査についてを議題といたします。

産業建設常任委員会の請願審査結果報告は、お手元配布の文書表のとおりであります。

この際、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

特に、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 討論なしと認め、以上で討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

「政府に計画どおり備蓄米の買い上げを行うよう意見書の提出を求める請願」に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について採決をいたします。

原案のとおり、採択することに賛成者の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(吉田 繁治君) 起立少数であります。

よって、本請願は不採択と決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

そのまま休憩してください。

**午前11時50分休憩**

.....

**午前11時51分再開**

○副議長(八木 眞君) 休憩前に引き続き、会議を続けます。

---

#### 日程第5 京都地方税機構議会議員の選挙

○副議長(八木 眞君) 次に、日程第5、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

本件については、同規約第8条第1項の規定に基づき、選挙により選出いたします。

選挙の方法について、お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推薦によりいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(八木 眞君) 異議なしと認めます。

よって、京都地方税機構議会議員に吉田繁治議員を指名推薦いたします。  
ただいまの指名のとおり、当選人の定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(八木 眞君) 異議なしと認めます。

よって、指名のとおり当選人を決定し、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここでこの場で暫時休憩いたします。

**午前11時52分休憩**

.....  
**午前11時52分再開**

○議長(吉田 繁治君) 休憩前に引き続き、会議を続けます。

-----  
**日程第6 議第6号 新火葬場建設の早期実現を求める決議(案)**

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第6、議第6号「新火葬場建設の早期実現を求める決議(案)」についてを議題といたします。

本案は、発議者、松尾武治議員、賛成者、村田憲一議員ほか6名をもって、南丹市議会会議規則第14条の規定により、議長宛に提出されております。

提出者の説明を求めます。

松尾武治議員。

○議員(21番 松尾 武治君) 新火葬場建設の早期実現を求める決議(案)。昭和45年4月に建築された船井郡衛生管理組合火葬場は、今日40年近い年月が経過するなか、施設の老朽化が進み施設の不備と近年、多額の修繕費を必要としてきたところであり、今後予想される火葬需要への対応など、多くの課題や問題を抱えている。現施設は、合併以前、船井郡衛生管理組合議会火葬処理常任委員会の審議により、平成15年度に新設移転の基本設計がなされたが、合併に伴い中断となった経緯があり、今後、恒久的な観点に立ち、早急に検討しなければならないとされている。今後、さらに進む少子高齢社会において、子育て支援や高齢者対策施設の充実が必要不可欠であり、誰もが生まれ育ち、学び、憩い、支えあいながら安心して暮らせるまちづくりが求められている。火葬場は社会生活において故人の尊厳を尊び、安らかに弔うことができる人生終焉の場であり、財政状況厳しくとも、広域的な取り組みや市遊休土地等の活用も含めた総合的な検討により、建設を早期に実現されるよう提言書を添えて求めるものである。以上、決議する。平成21年9月25日。南丹市議会。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長(吉田 繁治君) 提出者よりの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号「新火葬場建設の早期実現を求める決議(案)」についてを起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(吉田 繁治君)** 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

案の字句の抹消をお願いいたします。

---

#### **日程第7 議第7号 議案第105号に対する付帯決議(案)**

**○議長(吉田 繁治君)** 次に、日程第7、議第7号「議案第105号に対する付帯決議(案)」を議題といたします。

本案は、発議者、村田憲一議員、賛成者、村田正夫議員ほか2名をもって、南丹市議会会議規則第14条の規定により、議長宛に提出されております。

提出者の説明を求めます。

村田憲一議員。

**○議員(20番 村田 憲一君)** 議席番号20番、南風会の村田憲一でございます。

読み上げまして、付帯決議の案とさせていただきます。

議案第105号平成21年度南丹市一般会計補正予算(第3号)に対する付帯決議(案)を朗読します。

小山東町土地区画整理組合の保留地購入にあたって、南丹市は、発足して4年目を迎えるが、行財政は極めて厳しい状況にある。さらに、南丹・京丹波土地開発公社や土地区画整理組合施行による膨大な保有地がある。開発計画途中、事業見直しと具体的な利用を示した再生計画が急務である。記。一つ、小山東町土地区画整理事業の具体的再生計画を作成し、一定期限を設け、早期に事業着手をすること。二つ、専門プロジェクト組織の立ち上げと本格的事業に着手すること。三つ、市所有の公有財産徹底検証と整理処分計画を作成すること。以上、決議する。平成21年9月25日。南丹市議会。

以上です。

**○議長(吉田 繁治君)** 以上、提出者よりの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

高野議員。

**○議員（3番 高野 美好君）** 発議者に3点に渡って質問をさせていただきます。

記のまず1のですね、一定期限を設けという文言が入っておりますが、一定期限というのは、定められた期限ということではありますが、発議者としては、その一定期限というのは、どれぐらいを想定をされているのか。1年もありや、100年もあるわけですから。どの程度の期限を想定をされているのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、2のですね、本格的事業に着手することとなっておりますが、この本格的事業とはどのような事業なのか、お答えをいただきたいと思えます。

それから、3点目の市所有の公有財産ということになっておりますが、南丹・京丹波土地開発公社が所有、先行取得をしている土地も含めての文言なのかどうか。

以上、3点お聞かせをいただきたいと思えます。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁を求めます。

村田議員。

**○議員（20番 村田 憲一君）** 計画をまず作成をしていただいて、期限を設けるということで、その今、おっしゃったような10年の100年のというようなことは、決してございません。私は、そのように思っております。

また、本格的事業ということは、土地を売買して行って有効利用をしていくということでございます。

また、整理処分ということは、これはそういうものを売り上げて、利用をしていくことを整理処分というように心得ております。

公社の、もちろん三つとも含んでおります。それは言っております。

**○議長（吉田 繁治君）** 答弁がありました。

ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立多数であります。

よって、本案は、可決されました。  
案の字句の抹消をお願いいたします。

---

#### **日程第8 閉会中の継続審査並びに調査申出について**

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、日程第8「閉会中の継続審査並びに調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、取り計らうことにいたして、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 異議なしと認め、さよう決します。

---

#### **日程第9 議員の派遣について**

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、日程第9「議員の派遣について」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第160条の規定により、お手元に配布のとおり、京都府市議会議長会定期総会に副議長を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 異議なしと認め、さよう決します。

---

**○議長（吉田 繁治君）** 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、平成21年第3回南丹市議会9月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでした。

**午後0時06分閉会**

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 吉田繁治

南丹市議会議員 川勝儀昭

南丹市議会議員 村田正夫